

狩獵免許更新講習 資料集①

鳥獸保護管理法

環境省自然環境局

野生生物課 鳥獸保護管理室

更新講習科目

(ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令

- (i) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び同法に基づく環境省告示並びに都道府県の告示及び同法に関する都道府県の条例、規則、告示
- (ii) 絶滅のおそれのある野生動植物種の種の保存に関する法律、自然公園法、自然環境保全法、文化財保護法、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律中の鳥獣又は狩猟に関する事項

(イ) 鳥獣の判別

狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の形態、生態、識別の概要

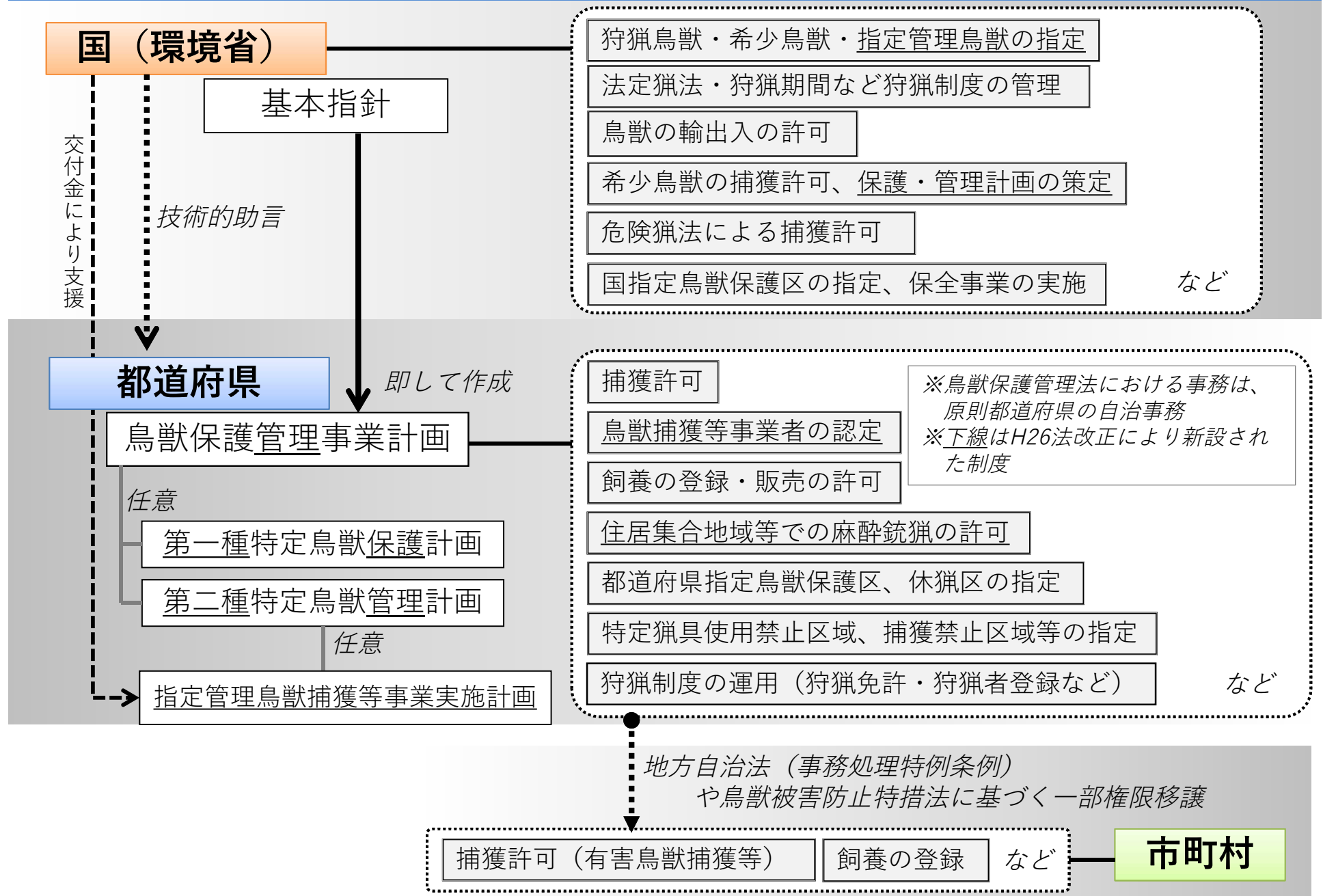
(ウ) 猟具の取扱い

- (i) 網及びわなの種類、構造及び装置方法の概要並びに使用上の注意事項
- (ii) 使用禁止の猟具と法定猟具の区別
- (iii) 銃器の種類、構造及び威力の概要
- (iv) 銃器の操作方法並びに保管、携帯及び運搬の要領
- (v) 事故防止の注意事項

(エ) 鳥獣の保護及び管理に関する知識

- (i) 鳥獣の保護及び管理（個体群管理、被害防除対策、生息環境管理）の概要
- (ii) 錯誤捕獲の防止
- (iii) 鉛弾による汚染の防止（非鉛弾の取扱い上の留意点）
- (iv) 人獣共通感染症の予防
- (v) 外来生物対策

鳥獣保護管理法の体系



鳥獣保護管理法制の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 鳥獣猟規則の制定(明治10年まで5次改正)

- ・ 銃猟のみ規制の対象
- ・ 銃猟の免許鑑札制
- ・ 銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
- ・ 日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・ 猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・ 捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

- ・ 職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定 (全部改正)

現行法の骨格が完成

- ・ 保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
- ・ 保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取販売を禁止

昭和25年 狩猟法の改正

- ・ 鳥獣保護区制度の創設
- ・ 保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (改称)

- ・ 鳥獣保護思想の明確化
- ・ 鳥獣保護事業計画制度の創設

※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管

平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・ 特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- ・ 国と都道府県の役割の明確化

平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定 (ひらがな化)

- ・ 指定猟法禁止区域制度の創設
- ・ 捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・ 網・わな免許の分離
- ・ 鳥獣保護区における保全事業の実施
- ・ 輸入鳥獣の標識制度の導入

※平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

- ・ 市町村への捕獲許可権限の委譲

平成26年 鳥獣保護法の改正

- ・ 鳥獣の管理の強化
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等時用の創設
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣保護管理法の目的（法第1条）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

第1条 目的

この法律は、**鳥獣の保護及び管理を図る**ための事業を実施するとともに、**猟具の使用に係る危険を予防**することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって**生物の多様性の確保**（生態系の保護を含む。以下同じ。）、**生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展**に寄与することを通じて、**自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展**に資することを目的とする。

鳥獣保護管理法の目的（法第1条）

鳥獣保護管理法の目的

- 鳥獣の保護及び管理
- 狩猟の適正化

- 生物多様性の確保
- 生活環境の保全
- 農林水産業の健全な発展

自然環境への恵沢を享受、地域社会の健全な発展

鳥獣の捕獲の枠組み・類型（法第8条、9条、11条、14条の2）

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 有害捕獲や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟（登録狩猟）以外			
		許可捕獲		指定管理鳥獣捕獲等事業	
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (有害捕獲)		鳥獣の管理 (個体数調整)
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の 防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種 特定鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンカ・イノシ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)		事業実施期間	
実施区域	鳥獣保護区や休猟区 等の狩猟禁止の区域 以外	許可された区域		事業実施区域	
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得		事業の受託	

狩猟（法第2条、第39条～67条）

- 狩猟とは、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うことであり、狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等は禁止。
- 狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録が必要。

法定猟法及び法定猟具

- ① 銃器：装薬銃又は空気銃
- ② 網：むそう網、はり網、つき網及び投げ網
- ③ わな：くくりわな、はこわな、はこおとし及び 囲いわな

狩猟鳥獣

大正7年 狩猟鳥獣の指定

昭和38年 65種（鳥類47種、獣類18種）

昭和50年 48種（鳥類31種、獣類17種）

平成6年 47種（鳥類29種、獣類18種）

※ヒヨドリ、ムクドリ、ニホンジカ（雌）、
ハクビシン、アライグマ、ミンクを追加

平成19年 49種（鳥類29種、獣類20種）

※カワウを追加

平成25年 48種（鳥類28種、獣類20種）

※ウズラの指定を解除

狩猟免許所持者

平成25年度 約19.4万人

免許の種類

※法定猟法により捕獲等を行う場合に免許が必要

網猟免許	わな猟免許	第1種銃猟免許	第2種銃猟免許
網を使用する猟法	わなを使用する猟法	装薬銃を使用する猟法	空気銃を使用する猟法
網とは、絹、木綿、麻その他動植物性繊維又は化学繊維の糸などで編まれ、鳥獣捕獲の目的で地上又は空間に張ったり、若しくは鳥獣にかぶせ、鳥獣をすくうことができるようにつくられたもの。	「わな」とは、鳥獣捕獲の目的をもって、自動的、他動的に鳥獣の脚、頸部等を挟み、くくり又は鳥獣を圧殺若しくは閉じ込めるように製作された器具。	装薬銃とは、火薬が燃焼するときの爆発エネルギーで弾丸を発射する構造の銃器のこと。	空気銃とは、空気の圧力を利用して弾丸を発射する銃器のこと。

狩猟鳥獣の捕獲等を行うことが出来る期間

北海道以外：11月15日～2月15日

北海道：10月1日～1月31日

※ 狩猟期間は10月15日（北海道は9月15日）～4月15日（法第2条）であるが、法第11条第2項の規定により、捕獲等を行うことが出来る期間を限定（特定計画の策定により延長が可能）

法定猟法とは（法第2条第6項）

- 銃器：装薬銃及び空気銃
（空気銃にあつては、圧縮ガスを使用するものを含み、コルクを発射するものを除く。）
- 網：むそう網、はり網、つき網及びなげ網
- わな：くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな
（囲いわなにあつては、農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置するものを除く。）

禁止猟法（法第12条第1項第3号関係）

- | | |
|---|--|
| ① ユキウサギ・ノウサギ以外へのはり網 | ⑧ 鳥類、クマ類へのわな使用 |
| ② 口径の長さ十番以上の銃器 | ⑨ イノシシ・ニホンジカのくくりわな（径12cm超、締め付け防止無、ワイヤー径4mm未満）、おし・とらばさみ |
| ③ 飛行中の飛行機、運航中の自動車、5ノット以上の速力のモーターボートからの銃猟 | ⑩ クマ類、イノシシ、ニホンジカ以外の上記くくりわな、おし・とらばさみ |
| ④ 3発以上の実包を充填できる弾倉のある散弾銃 | ⑪ つりばり、とりもち |
| ⑤ クマ類、イノシシ、ニホンジカ以外へのライフル銃捕獲（上記鳥獣種も口径5.9mm以下は不可） | ⑫ 矢 |
| ⑥ 空気散弾銃 | ⑬ 犬にかみつかせる、かみつかせ銃器以外での止め刺し |
| ⑦ 同時に31以上のわな | ⑭ キジ笛 |
| | ⑮ ヤマドリ・キジに音響機器を使う |

法定猟法とは（法第2条第6項）

第2条

この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

環境大臣が指定：鳥類28種、獣類20種

鳥類 カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く）、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

獣類 タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く）、イタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ、チョウセンイタチ

※ 赤字は、法第11条において種又は性別又は地域に応じて捕獲禁止措置が取られている。

※ ウズラは、平成25年9月15日より狩猟鳥獣の指定を解除

狩猟とは（法第2条第8項）

- 牧畜の発達に伴い、娯楽が主たる目的に。
- 趣味の多様化等により、現在は下火。
- 欧米ではステータスの高い趣味。ジビエも食習慣。
- 有害鳥獣捕獲に携わるために狩猟免許を持つ者（特にわな免許）が増加。
従来の“狩猟”の概念から変化。
- 狩猟鳥獣を、定められた猟法で捕獲すること。
- 狩猟を行う者は、猟法の種類に応じた狩猟免許を所持し、狩猟者登録を行う（狩猟税の納付）必要がある。

【鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止】

鳥獣及び鳥類の卵は、以下の場合を除き、捕獲等又は採取等をしてはならない。

（法第8条）

- ① 法第9条第1項の許可を得て行う場合
- ② 狩猟
- ③ 農林業等に伴いやむを得ず行う場合

（対象：環境省令で定めるもの・・・モグラ科＋ネズミ科）

狩猟期間とは（法第2条第9項,法第11条第2項）

北海道以外： 11/15～2/15

北海道： 10/ 1～1/31

※ 猟区その他において例外あり

- ・ 法第2条に定める期間（北海道以外は10/15～4/15、北海道は9/15～4/15）を、法第11条により限定。
- ・ さらに、法第12条及び法第14条の規定により、延長又は短縮が可能（法第2条の期間内）。

第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画 (法第7条、法第7条の2)

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。

- ① 計画のねらい：地域個体群の長期にわたる安定的維持
- ② 策定主体：都道府県が策定（任意）
- ③ 第一種保護計画の対象：クマ類等の地域的に著しく減少している種の地域個体群
第二種管理計画の対象：ニホンジカやイノシシ等の地域的に著しく増加している種の地域個体群

計画達成のための三本柱

- ・ 個体数管理
目標設定を踏まえた適切な捕獲や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整
- ・ 生息環境管理
鳥獣の採餌環境の改善等による生息環境の保全・整備
- ・ 被害防除対策
防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

計画を策定した場合に
可能な狩猟の特例措置

1. 捕獲等が出来る期間の延長（狩猟期間の範囲内）
2. 捕獲制限の緩和
 - ① 頭数制限（1日に1人が捕獲する頭数を緩和）
 - ② 猟法制限（くくりわなの直径12cm以下）を緩和等
3. 特例休猟区制度の活用

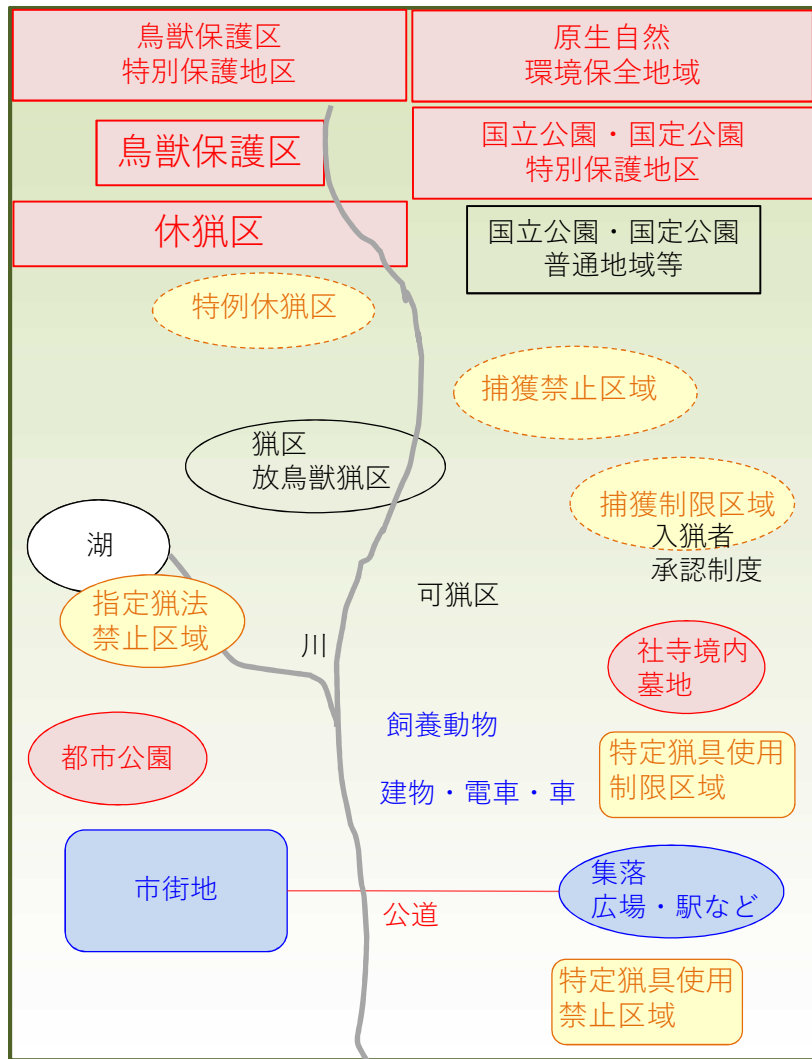
特定計画の策定状況

	第一種特定鳥獣保護計画 策定都道府県数	第二種特定鳥獣管理計画 策定都道府県数
ニホンジカ		4 3
クマ類	8	1 4
ニホンザル		2 6
イノシシ		4 4
ニホンカモシカ		8
カワウ		7
ゴマフアザラシ		1

2019. 7. 1現在

狩猟可能な区域（法第11条ほか）

狩猟可能な区域：下記の区域以外の区域



狩猟が禁止されている区域

原生自然環境保全地域
国立公園・国定公園特別保護地区
鳥獣保護区（特別保護地区含む）
休猟区
都市公園
社寺境内・墓地・公道

銃による狩猟が禁止されている区域・対象

住居集合地域（市街地や集落）
広場・駅など
建物・電車・車・船舶・飼養動物に向かっての銃猟など

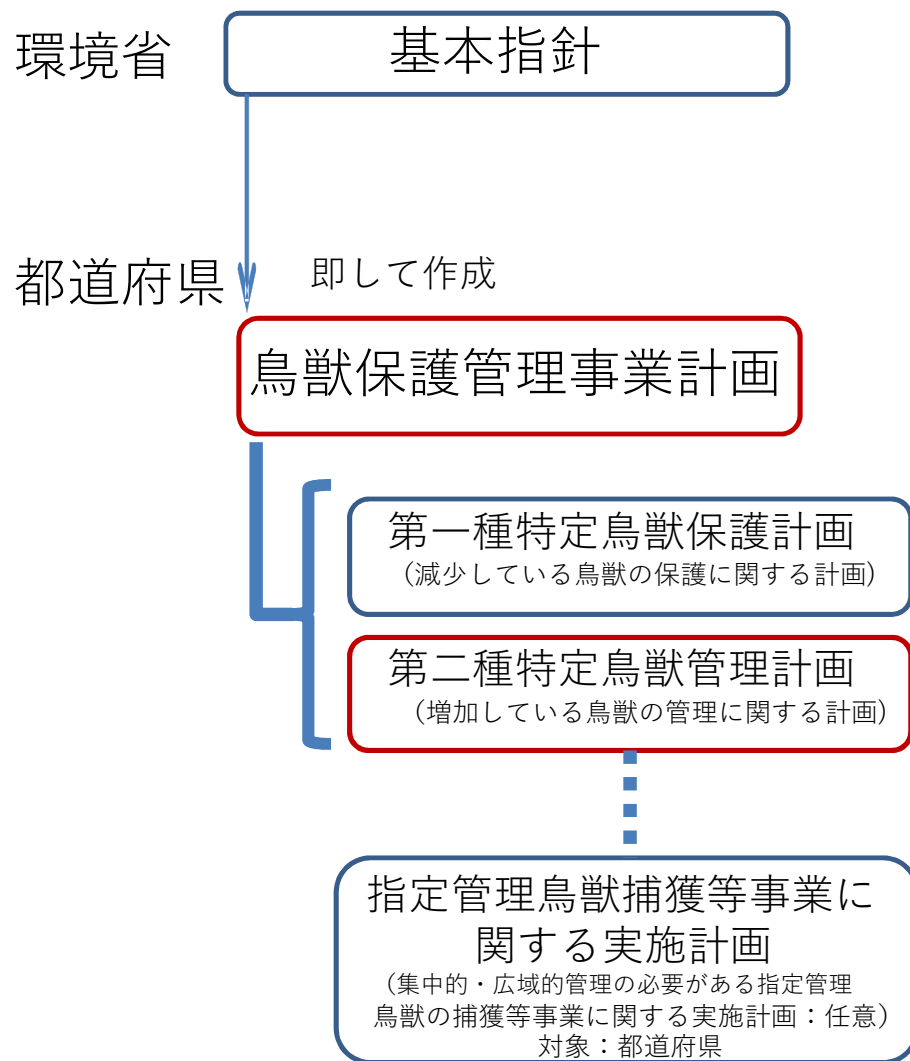
特定の条件下で狩猟が禁止・制限されている区域

特定猟具使用禁止区域（銃猟、くくりわななど）
特定猟具使用制限区域（銃猟、くくりわななど）
指定猟法禁止区域（鉛弾など）
特例休猟区（第二種特定鳥獣のみ）
捕獲禁止区域（特定の種・期間・猟法）
捕獲制限区域（特定の種・期間・猟法）

船舶 海

(注) 狩猟が禁止されている区域であっても、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業は可能。

指定管理鳥獣捕獲等事業の概要（法第14条の2）



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- 捕獲等の禁止（法第8条）を適用しない。
- 鳥獣の放置の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- 夜間銃猟の禁止（法第38条第1項）を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

指定管理鳥獣：ニホンジカ、イノシシ
(集中的かつ広域的に管理を図る必要のある鳥獣)

指定管理鳥獣捕獲等事業と鳥獣被害対策実施隊制度の違い

	指定管理鳥獣捕獲等事業 (認定鳥獣捕獲等事業者が受託することを想定)	鳥獣被害対策実施隊制度
根拠法	鳥獣保護管理法（環境省）	鳥獣被害防止特別措置法（農林水産省）
財源	環境省の交付金が都道府県に支払われる。	農林水産省の交付金が市町村に支払われる。
目的	広域的な鳥獣の個体群管理	農林水産業への被害防止
計画	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（都道府県作成）	被害防止計画及び緊急捕獲計画（市町村作成）
事業主体	都道府県又は国の機関	市町村等（注：事業でなく設置主体）
事業の担い手	認定鳥獣捕獲等事業者等（法人）	市町村長が①市町村職員から指名する者、又は②対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者
捕獲従事者の立場	捕獲従事者は上記法人に所属	民間隊員は市町村の非常勤職員
対価の支払い	発注者と法人が委託等契約を結び、業務に対する契約金額が支払われ、法人が捕獲従事者に賃金等を支払う。	非常勤職員として市町村から報酬が支払われるほか、別途、市町村から捕獲報償費が支払われる場合がある。

認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要（法第18条の2～10）

認定鳥獣捕獲等事業者（令和2年4月1日時点で142団体が認定）

- 都道府県知事の認定を受けた事業者であって、
 - ・ 安全管理体制を確保し、
 - ・ 適正かつ効率的に鳥獣の捕獲を実施できる。
- 公的な鳥獣捕獲等の業務を契約を結んで受託。
 - ・ 契約を適切に遂行する義務がある。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業以外の捕獲の担い手としても期待される。
- 地域の鳥獣保護管理の総合的な担い手となることが期待される。

認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要

鳥獣の捕獲等をする事業
を実施する者（法人）

申請

都道府県知事

【認定の基準】

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。

※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合 ↓ 認定（有効期間3年）

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

<法令上の効果>

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となれる（全ての基準を満たした事業者に限る）
- 名称使用制限（認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保）
- 従事者の適性試験の免除
- 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象（法人として許可の対象となる）
- 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

<その他の効果>

- 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化等

飼養登録（法第19条）

- 法第9条第1項の許可を受けて捕獲した鳥獣のうち、狩猟鳥獣以外の鳥獣を飼養しようとする者は、住所地の都道府県知事の登録を受けなければならない。
- ただし、鳥獣捕獲許可証の有効期間満了後30日以内は飼養許可を受けなくても飼養できる。
- 登録時に登録票と装着登録票（足輪）が交付される。
- 登録の有効期間は1年。毎年更新。
- 許可権者は、登録票台帳と装着登録票管理簿を整備し、住所変更、更新、譲渡し・譲受けを管理する。
- 未登録飼養者に対しては解放等の措置を命ずることができる（法第22条）。

愛玩飼養目的の許可基準（基本指針）

- ・ 原則認めない（ただし、都道府県知事が特別な事由があると認める場合はこの限りではない。）。
- ・ 認める場合もメジロのみ、1世帯1羽のみ。

登録鳥獣の譲渡し・譲受け、引渡し・引受け（法第20条）

- 登録鳥獣の譲渡し・譲受け、引渡し・引受けは、登録票とともに行う。
- 登録鳥獣の譲受け、引受けをした者が、譲受け・引受けの30日以内に住所地の都道府県知事に届出をしなければならない。
- 届出を受理した自治体では、登録票台帳の修正を行う。他の自治体に台帳がある場合には写しの送付を依頼する。
- 措置命令（法第22条）
 - ・ 非狩猟鳥獣の未登録飼養者に対しては解放等の措置を命ずることができる。
 - ・ 本法に基づく命令や処分に違反した場合に登録を取り消すことができる。

(参考) 鳥獣保護区 (法第28条～33条)

- 環境大臣又は都道府県知事が、鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定。
- 鳥獣保護区内においては狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。環境大臣は、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から重要と認める区域については、国指定鳥獣保護区に指定。	・ 狩猟を禁止	20年以内 期間は更新が可
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。	【要許可行為】 ・ 工作物の新築等 ・ 水面の埋立、干拓 ・ 木竹の伐採	鳥獣保護区の存続期間の範囲内
特別保護指定区域 (法第2条)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定。	【要許可行為】 ・ 植物の採取、動物の捕獲等 ・ 火入れ又はたき火 ・ 車馬の使用 ・ 動力船の使用 ・ 犬等を入れること ・ 撮影、録画等 ・ 野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域と期間を定める

※鳥獣保護区指定状況 (国指定：平成28年11月1日 現在、都道府県指定：平成28年11月1日 現在)

	国指定		都道府県指定	
	箇所数	面積(千ha)	箇所数	面積(千ha)
鳥獣保護区	85	586	3,680	2,963
うち特別保護地区	70	160	540	142
うち特別保護指定区域	2	1	3	6

銃猟の禁止（法第38条）

- 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という）をしてはならない。
- 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所において、又は弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

→平成26年の法改正で一部緩和

（※ 認定鳥獣捕獲等事業者が指定管理鳥獣捕獲等事業として都道府県知事から夜間銃猟の確認を受けた場合）

（※ 住宅集合地などにおいて生活環境被害の防止の目的で都道府県知事の許可を受けて麻酔銃猟をする場合）

(参考) 狩猟・銃猟の禁止に係る判例①

○ 公道での捕獲にかかる判例

- 公道において狩猟をするとは、単に狩猟者又は捕獲の目的物が、公道にあるのみならず、狩猟者が外から空中に飛び立った鳥を射落とすため銃口を公道に向けて発砲し、公道上に散弾させた場合も含むものとする。

(大審院大正8年5月21日宣告、大審院刑事判決録第26輯671頁)

- 公道の手前より公道の向こう側にいる鳥獣に向かって、銃を発射して、銃丸を公道の上空公衆の平穏静謐なる交通に必要と認められる範囲内を通過させたときは、狩猟法第11条にいわゆる公道において鳥獣捕獲の行為をしたものとする

(大審院昭和18年12月28日判決、大審院刑事判例集23巻323頁)

(参考) 狩猟・銃猟の禁止に係る判例②

○ 住居集合地域にかかる判例（平成12年最高裁）

- 人家と田畑が混在する地域内にあり、発射地点の周囲半径200メートル以内に人家が約10軒ある場所は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第16条が銃猟を禁止する「人家稠密ノ場所」に当たる。

（最高裁平成12年2月24日判決）

○ 建物等への銃猟にかかる判例

- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第16条後段の規定は、銃丸の達すべき虞れのある人畜、建物、汽車、電車若しくは艦船に向ってする銃猟行為一切を、その行為の具体的状況のもとにおける具体的危険の有無を問わず、禁止するものである。

（東京高裁昭和49年5月21日判決、高等裁判所刑事判例集27巻2号119頁）

狩猟免許制度の概要（法第41条～67条）

法において、狩猟は、「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をする」と定義されており、狩猟鳥獣以外の鳥獣の狩猟は禁止。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守する必要がある。

免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用する猟法	空気銃を使用する猟法	わなを使用する猟法	網を使用する猟法
散弾、単体弾や花火弾等を発射する近射用の銃器、単体弾を回転させて直進的に発射する遠射用のライフル銃	空気銃（コルクを発射するものを除く。）	くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな	むそう網、はり網、つき網及びなげ網

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要。

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円（11,000円）
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円（5,500円）
第2種銃猟免許の登録者	5,500円

※（ ）内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者（農林水産業従事者を除く）以外の者。

※放鳥獣猟区のみに係る登録者の場合、それぞれ1/4に軽減。

※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1/2に軽減（H27年度～）

※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税（H27年度～）。

免許の取得

狩猟免許の種類毎に、住所地のある都道府県知事が行う試験を受験し、合格すると狩猟免許が交付される。（試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの）免許は全国で有効。

免許の有効期間

3年（ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日まで）

免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。
3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出し、適性試験に合格すれば更新できる。更新できなかった場合は免許は失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。（適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査）

各種手数料

狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免許再交付	1,000円
狩猟者登録（再交付）	1,800円（1,000円）

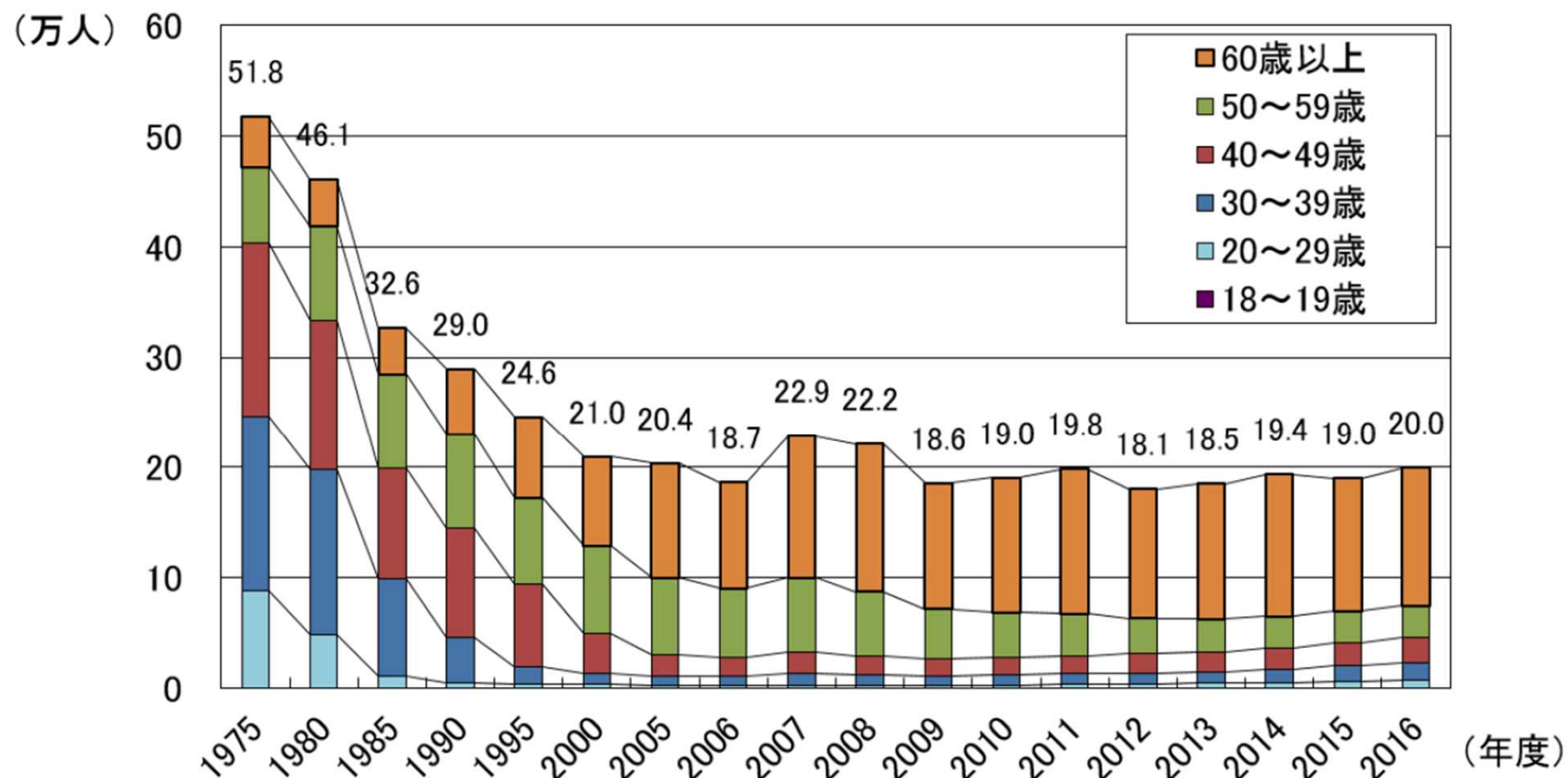
狩猟期間

北海道以外：11月15日～2月15日

北海道：10月1日～1月31日

（第二種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある）

狩猟免許所持者数の推移



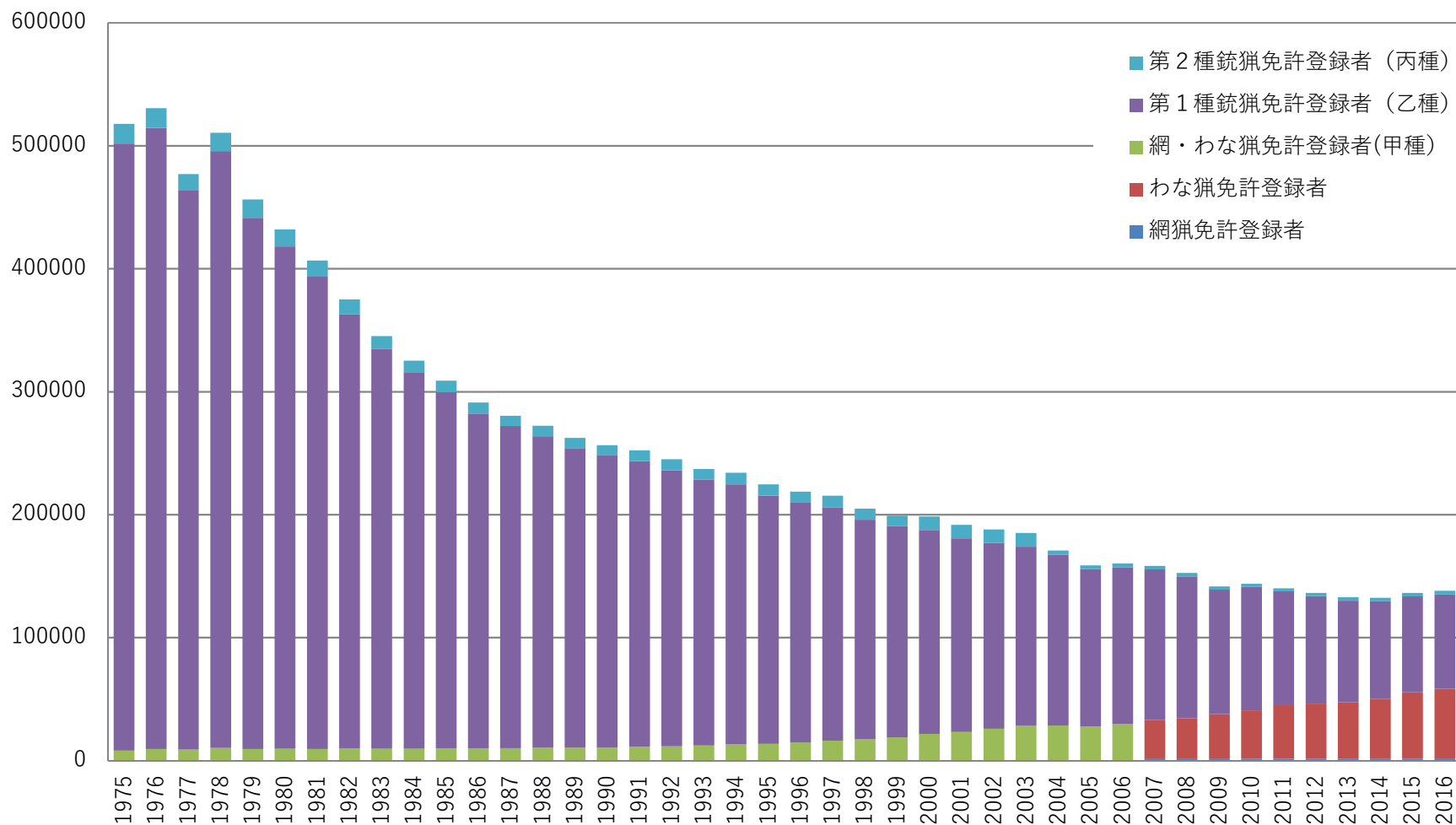
全国における狩猟免許所持者数(年齢別)の推移(S50～H28)

「年齢別狩猟免許所持者数」(環境省)

- ・昭和50年の51.8万人から平成28年は20万人に
- ・60歳以上が6割、20～30歳台は1割

狩猟者登録者数の推移

狩猟者登録数



狩猟に係る他法令の手続き

○ 銃器の所持許可（銃刀法）

- ・ 銃の所持には各都道府県公安委員会の許可が必要（講習会や技能検定あり）。
- ・ ライフル所持は、原則として銃所持許可10年以上。
- ・ 平成21年1月の改正により、銃砲刀剣類の所持者に対する監督が強化された。

○ 実包、火薬等の譲渡（火薬類取締法）

- ・ 一定数量を超える実包等の譲渡には各警察署等の許可が必要。